

徳山薬剤師会だより

平成25年
12月
第2号

発行元：(一社)徳山薬剤師会 〒745-0822 周南市孝田町7-1 TEL.0834-39-1105 FAX.0834-39-1106

市民講演会

開催日時 **平成26年2月2日(日)**
14時～15時30分
講演会場 **さくらホール(周南総合庁舎2F:多目的ホール)**
〒745-0004 周南市毛利町2-38

演題 **その「痛み」の原因**

～画像診断でわかること、
そして治療法が変わる驚くべき新事実とは～

本城クリニック 院長

講師 **本城 和光**
ほん じょう かず みつ

プロフィール
徳山小学校、坂福中学校を経て
昭和54年 山口県立徳山高等学校卒業
昭和60年 山口大学医学部医学科卒
山口大学医学部附属病院研修医
社会保険徳山中央病院放射線科
東京大学医学部放射線科研修
山口大学医学部附属病院
黒川脳神経外科病院放射線科 副院長を経て
平成13年9月 本城クリニック
連携画像診断センター 山口メディカルネット代表取締役
医学博士

エムバイオテック株式会社
マイクロスズマ感染症研究センター センター長

講師 **松田 和洋**
まつ だ かず ひる

プロフィール
昭和60年山口大学医学部医学
科卒業。
山口大学医学部大学院医学研究
科博士号取得。
東京医科大学医学部神経生物
学教授助手、Johns Hopkins
大学医学部、米海軍医学研究所
留学、国立がんセンター研究所
主任研究員を経て、平成17年エ
ムバイオテック株式会社取締役
就任、現在に至る。

入場無料

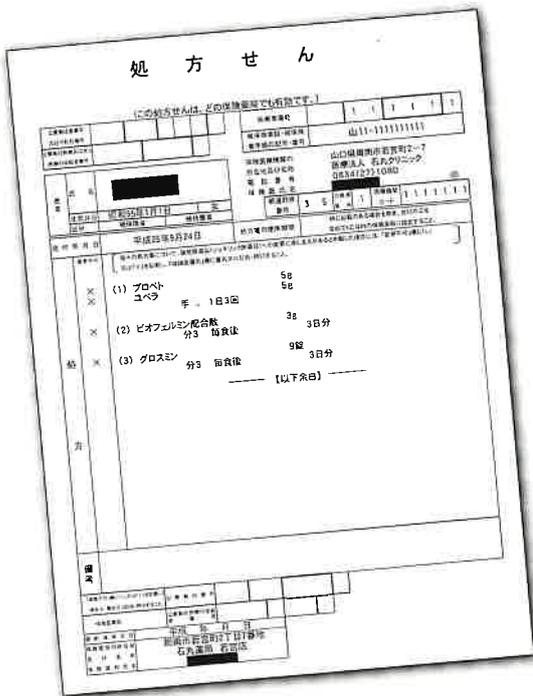
お申込み・ご予約不要
ご自由にご参加
ください

主催・お問い合わせ/

一般社団法人 徳山薬剤師会 〒745-0822 **TEL.0834(39)1105**
周南市孝田町7-1

後援/周南市、山口県周南健康福祉センター、一般社団法人山口県薬剤師会、一般社団法人 徳山医師会、
一般社団法人 徳山歯科医師会、公益社団法人 山口県看護協会

石丸薬局 (周南市若宮町2-7)



当薬局では、昨年につき、9月24日(火)、25日(水)に
職場体験として中学2年の生徒を2名受け入れました。

働くことの意義、責任、喜びなど体感して貰うとともに、
調剤薬局での実習ということで、患者の目線で接する、薬
局の仕事を理解して貰うという事を意識しつつ指導いた
しました。2日間という短い期間でしたが、調剤に関する
仕事(処方箋の受付、処方内容のコンピューターへの入力、
薬袋の印刷、レジ打ちなど)を慣れないながらも一生懸命
取り組んで頂きました。また、生徒一人一人に薬局で事前
に作成した処方箋に基づき軟膏の練り合わせ、散剤の分包
の仕事など様々な体験もして頂きました。後日、「働くこと
の大切さ、大変さを知ることができた。将来、薬剤師になり
たい。」というお礼のお手紙を頂き、大変嬉しい限りです。

これから、子供た
ちが成長し、社会人、
医療人として地域社
会で貢献する人材と
して活躍してくれる
ことを願います。当
薬局では、来年も引
き続き本活動を続け
ていきたいと思っ
ております。



薬草散策会について

徳山薬剤師会 岸村 康伯



平成25年10月20日、日曜日。週の半ばから当日の天気は雨予報でした。前日の土曜日も雨が降り心配していましたが、無事開催することができました。参加された方からも前日に中止の電話がなくて良かったと話されていました。

午前9時に敦煌前を出発し、散策を行う秋吉台、長者ヶ森駐車場へ向けて出発しました。今回は秋吉台に大変詳しい2名の方に、講師として参加していただきました。駐車場到着後、講師の方より、秋の七草というテーマで講義をしていただきました。

講義終了後、いよいよ出発です。地獄台花めぐりコース(駐車場→北山、冠山分岐点→天然記念物の碑→地獄台で昼食→良悟の松→看板・交差点→長者ヶ森→駐車場)で野草を散策しました。散策中に見つけた秋の七草、またそれ以外の野草についても講師の方よりその都度詳しく説明がありました。参加された方々も植物について知識が

豊富で、見つけた野草に大変興味をもたれていました。午後からはススキをたくさんみかけましたが、曇っていたため、光に当たったキラキラした風景をあまり見る事ができなくて、少し残念でした。

来年度も散策会を行う予定ですので、ぜひ参加をお待ちしております。



薬物乱用防止について

薬物乱用について

薬物乱用を防止するためには、皆さん一人ひとりが薬物に対する正しい知識を持つことが大切です。ここでは、最近増えている乱用薬物や、山口県での薬物乱用の現状、代表的な乱用薬物であるシンナーと覚せい剤について解説しています。



**あなたの近くに恐ろしい！
こんな薬物にも気をつけて！**



大麻の葉



大麻樹脂

マリファナ(大麻)

気分をぼーっとさせる働きを持つ成分が入っています。使っていると、幻覚や妄想が現れ、集中力が無くなり、ひいては「大麻精神病」を引き起こすことがあります。

特に若い人の間で使用されており、チョコ、葉っぱ、ガンジャ等の名前で取引されています。

大麻は日本では医療で使用されることはありません。

体に害が無いという誤った情報を流す人がいますが、決してだまされしないで！そんなことはない、持っているだけでも犯罪なのです。

エクスタシー (MDMA)



普通の薬のような形で、飲むと幻覚症状があらわれたり、心臓に大きな負担がかかって死亡した人もいます。若い人の間でよく使用されており、気軽に手を出してしまう人がいますが、大変危険です。一度で止めるつもりでも、止められなくなってしまいますよ。

※幻覚：実際にはないものが見えたりすること。

これらは全て

**違法
です！**

違法ドラッグ
(いわゆる脱法ドラッグ)って!?

最近、麻薬や覚せい剤などの成分に似た薬物で、幻覚など精神に強い作用を及ぼす恐れのあるものが、表向きは芳香剤やビテオクリナーなどと言って、様々なかたちで売られているものがあります。これらを飲んだり吸引したりすると、身体に悪い影響が出て、大変危険です。

また、このような薬物の中には、麻薬等の違法な成分が含まれている場合もあり、所持や使用が違法になることがあります。

自分の健康をしっかりと守るためにも、犯罪に巻き込まれないためにも、こうした薬物には

決して手を出さないでください！

薬物の乱用は健康に悪い影響を及ぼします。そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れます。幻覚や妄想によって殺人、放火などの重大犯罪を引き起こすこともあります。

また、薬物入手するために、借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を平気で犯すようになります。

1 薬物乱用の背景

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。この背景として、次のようなことが考えられます。

①薬物による弊害の恐ろしさを十分に知らないこと。

特に「合法ハーブ」等と称する薬物は「合法」であるから「安全」であるという誤解を招きやすく、実際は覚醒剤や大麻と同様の健康被害のおそれがあることを知らないこと。

②薬物は精神依存性が強いいため、ひとたび乱用を始めると自分の意志ではなかなかやめられなくなってしまうこと。

③薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉巧みに勧め、大量に供給していること。

2 薬物乱用とは

薬物乱用とは、社会的常識、特に医学的常識を逸脱して、「合法ハーブ」等と称する薬物をはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。たとえ1回使用しただけでも乱用にあたります。

●乱用される危険のある主な薬物

覚醒剤、大麻(マリファナ)、あへん系麻薬(ヘロインなど)、コカイン、MDMA、違法ドラッグ、有機溶剤(シンナーなど)

3 「合法ハーブ」と称する薬物(違法ドラッグ)にダマされるな

※覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体にでるかかわからず、乱用による健康被害が発生しており、大変危険です。

※麻薬等の乱用につながるゲートウェイドラッグ(入門薬)となるおそれがあります。

■例えば「合法ハーブ」と呼ばれるものは？……………乾燥植物に、大麻様の作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜ込んだもの

■どんな形に見せかけているの？……………「お香」「ハーブ」などとして販売・「アロマオイル」などとして販売

形を変えたように見せかけているだけです。「ダマされないように!!」

4 普及啓発活動

県では、青少年に重点を置いた啓発活動を積極的に実施するため、警察署及び薬物乱用防止指導員と連携し、大学、高校、中学校、小学校で薬物乱用防止教室を開催しています。

問い合わせ先

山口県周南健康福祉センター 環境衛生薬事班 ☎0834-33-6427

がん検診に行こう!

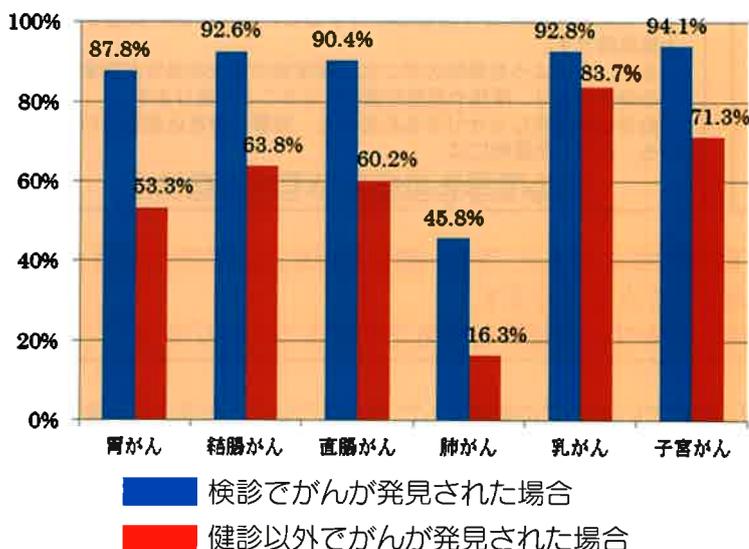
健康増進課

がんは誰でもかかる可能性のある身近な病気です。日本人の死因の第一位であり、死亡数は年々増え続けています。約2人に1人ががんにかかるといわれています。



がんの治療方法は進化していますが、早期発見が大切であることには変わりはありません。早期発見のためには、一人ひとりが、がん検診の重要性を自覚して定期的に検診を受けることが大切です。

定期健診を受け、早期発見することで、生存率に大きな差が出てきます。がんが検診で見つかった場合と、自覚症状で見つかった場合では、5年後に生存している人の割合が異なります。



初期のがんは、自覚症状がありません。検診では、初期段階のがんを発見することができます。初期に適切な治療を受けることで、身体の負担を少なくすることができ、治療する可能性が高まります。

がん検診はお住まいの市町が実施しています。周南市では、平成26年2月28日までが検診期間になっていますので、早めに受託医療機関で受けてください。

がん検診に関する詳しいお問い合わせは周南市健康増進課 (電話 0834-22-8553) までお尋ねください。



発行元

(一社) 徳山薬剤師会

周南市孝田町7-1

Tel 0834-39-1105

Fax 0834-39-1106